

事務連絡
令和5年10月24日

公益社団法人 日本医師会
公益社団法人 日本歯科医師会 御中
公益社団法人 日本薬剤師会

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

「マイナ保険証、1度使ってみませんか」キャンペーン
ポスターについて（協力依頼）

日頃より、貴会におかれましては、医療保険行政の推進にご協力いただき、厚く御礼を申し上げます。また、日々のマイナ保険証の利用促進にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

マイナ保険証の利用促進については、10月5日に開催いたしました「マイナ保険証の利用促進に向けた関係団体等との意見交換会」において、効果的な周知広報を行っていくこととしており、「マイナ保険証、1度使ってみませんか」キャンペーンとして、厚生労働省が先頭に立って、ワンチームでマイナ保険証の利用促進に取り組みたいと考えております。

同意見交換会においては、貴会からのご協力も得まして、医療機関・薬局等におけるマイナ保険証の利用促進を働きかけるポスターを作成し、公表したところ、今後、本ポスターを積極的にご活用いただきたいと考えております。

厚生労働省 HP (https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16745.html)

つきましては、作成しましたポスターの貴会会員の皆様へのご案内にご協力いただくとともに、早期にポスターの掲示を希望される医療機関、薬局等の皆様に向けて、ダウンロード用に貴会ホームページ等で公表いただくことや、印刷用に電子媒体をメールで送付いただくことなど、ポスター活用にご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、今後、医療機関・薬局の皆様へ、厚生労働省等からポスターの送付ができるよう、調整を行っておりますので、調整が整い次第、追って送付方法等についてもご案内させていただきます。

ご不明な点がございましたら、下記問合せ先までご連絡ください。何卒、よろしくお願いいたします。

以上

【問合せ先】

厚生労働省保険局
医療介護連携政策課保険データ企画室
小磯・酒井
E-mail: suisin@mhlw.go.jp

ぜひ、一度使ってみませんか？ マイナンバーカードの保険証利用

マイナンバーカードの保険証利用には
さまざまなメリットがあります！



Point!

薬剤情報等の提供に**同意**をすると、

データに基づく適切な医療が受けられる！

さらに…健康保険証で受診した場合と比べて、
初診時等の窓口負担が低くなる！

Point!

限度額適用認定証等がなくても、

**手続きなしで高額療養費の限度額を超える
支払いが免除！**

詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認いただけます。

詳しくは 

マイナンバーカード 保険証利用

